

会 議 録

会議の名称	令和元年度第2回戸田市住居表示整備審議会
開催日時	令和元年10月2日(水) 10時00分 ~ 10時30分
開催場所	戸田市役所本庁舎5階 502会議室
会長等氏名	戸田市住居表示整備審議会 会長 佐藤 勝巳、副会長 永井 富治
出欠席者一覧	別紙参照
傍聴者	なし
事務局	都市整備部 小森部長、金子次長、早川副参事(都市計画課長事務取扱) 都市計画課 村井主幹、金子主事、堀田技師補
議 題	諮問案件 (1) 美女木向田地区(大字美女木)における住居表示整備の方法について (2) 美女木向田地区(大字美女木)における町又は字の区域及び名称について
会議の経過	別紙「会議の経過」のとおり
会議資料	○次第 ○美女木向田地区における町割・町名に関するアンケート調査結果 資料1 ○美女木向田地区町界町名地番整理実施予定区域及び町割図 資料2 ○今後のスケジュール案 資料3 ○町の区域及び名称の変更案に係る公示(案) 資料4
議事録確定	戸田市住居表示整備審議会 会長 佐藤 勝巳

出欠席者一覧

区 分	氏 名	出 欠	備 考
学識経験者	新井 勝利	出席	土地家屋調査士
	佐藤 勝巳	出席	郷土史家
関係行政機関及び 関係団体の職員	宇山 聡	出席	さいたま地方法務局
	野中 孝志	出席	蕨郵便局
	溝上 西二	出席	戸田市商工会
町会連合会	駒崎 繁夫	出席	新曽地区
	永井 富治	欠席	美女木地区
臨時委員	伊藤 和夫	欠席	美女木一丁目町会

会議の経過

発言者	議題・発言内容・決定事項
主幹	<u>1. 開会</u>
会長	<u>2. 会長あいさつ</u>
会長	<p><u>3. 議事</u></p> <p>本日は、令和元年度第1回戸田市住居表示整備審議会からの継続審議の諮問案件が2件ございます。</p> <p>諮問案件といたしましては、諮問案件（1）「美女木向田地区（大字美女木）における住居表示整備の方法について」、諮問案件（2）「美女木向田地区（大字美女木）における町又は字の区域及び名称について」でございます。</p> <p>なお、諮問案件（1）及び（2）につきましては、関連性が高いことから一括して審議を進めてまいります。</p> <p>諮問内容について、事務局から説明願います。</p> <p>（資料1、2、3及び4にて説明）</p> <p>諮問案件（1）については、前回もお話がありましたが、「町界町名地番整理で行う」ということ。</p> <p>諮問案件（2）については、「アンケート調査結果を地域住民の意向として捉え、町割、町名の素案として決定したい」とのことでした。</p> <p>ただ今、説明のありました内容について、ご意見等がございましたらお願いいたします。</p>
委員	<p>町割、町名それぞれ最も票の多かったものを選んでるので、特に反対する理由がありません。事務局の説明通りの案で賛成です。</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
会長	<p>他に意見はございませんか。</p> <p>意見がないようなので、諮問案件（１）の「美女木向田（大字美女木）における住居表示整備の方法について」及び諮問案件（２）の「美女木向田地区（大字美女木）における町又は字の区域及び名称について」は、原案のとおり決定することで、異議はありませんか。</p>
各委員	<p>（異議なし）</p>
会長	<p>それでは、本案件を承認し、本日諮問のあった２件について承認する旨を市長へ答申することといたします。なお、今後の手続については、事務局にて適正に処理をお願いします。</p> <p>本日予定しておりました議事については、すべて終了いたしましたので、事務局にお返しします。</p>
主幹	<p><u>4. その他</u></p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、次第４「その他」ですが、事務局といたしましては特にございませんので、皆様の方から何か質問等ございますでしょうか。</p>
委員	<p>今後、地番変更の作業をしていく中で、嘱託登記により、法務局で土地と建物の登記情報の変更を行うことになると思います。</p> <p>他自治体で同様の作業をしていて感じたことがあります。</p> <p>建物登記について、敷地の分筆や合筆で地番が変わった時に、建物の所在地番も併せて変更する必要があるのですが、建物登記までは変更しない方がいて、そのような場合、嘱託で地番変更の登記を行う際に、土地と建物の所在地番の関連付けができなくなってしまうことがあります。</p> <p>今後、業務委託で作業するとのことですが、その業務の中で、建物登記の未変更箇所の調査なども入れられたら良いのではないのでしょうか。</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>法務局が登記変更の作業をする前に、建物所有者の方で、現状に合わせた登記に変更してもらえるよう、周知していただきたいです。</p> <p>委託の中でどこまで調査できるか検討してみます。</p> <p>また、住民がやらなければならない手続きについて、説明会やパンフレット配布等で周知していきたいと思います。</p>
主幹	<p><u>5. 閉会</u></p>